

国民健康保険事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

国民健康保険は、市町村が保険者となり、被保険者(住民)から保険税を徴収して運営している。各市町村で、保険税率や賦課徴収に差異がある。

合併した場合は、ひとつの自治体として運営することになり、取扱いの統一に向けた検討が必要である。

国民健康保険事業については、基本的に健全で円滑な運営を確保するよう調整する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、構成市町村で均衡の保たれた制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保の視点で調整を行う。

国民健康保険事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進する。

3 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市(平成11年4月1日新設合併)

- (1) 国民健康保険税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないように調整に努める。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。
- (3) 財政調整基金については、合併時に適正な額を持ち寄る。
- (4) 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付奨励金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- (5) 督促手数料については、笹山町の例による。
- (6) 保険給付事業については、現行のとおりとする。
- (7) 保険事業については、合併時に調整する。ただし、健康審査にかかる補助については、篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。

東京都西東京市(平成13年1月21日新設合併)

- (1) 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- (2) 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
- (3) 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

- (1) 保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。
- (2) 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。
- (3) 軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用する。
- (4) 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。
- (5) 納期前納付報奨金は、廃止で統一する。
- (6) 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。
- (7) 保険事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。
- (8) 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。
- (9) 財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (10) 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

- (1) 賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。
- (2) 賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。
- (3) 賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政企画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。
- (4) 納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。
- (5) 納入（納税）組合は、廃止の方向で検討する。
- (6) 任意給付、はりきゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。
- (7) 人間ドック検診費助成は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。
- (9) 国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。
介護分の保険料は、国民健康保険料（医療分）の取扱いに準じ調整する。

郡上郡町村合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

【保険税賦課関係】

- (1) 国民健康保険税率については不均一課税とし、健全で円滑な運営を確保するため、適正な負担額となるよう5年間を目標に調整する。
- (2) なお、軽減割合は、7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用（応能応益割合は55対45を満たす。）することとする。
- (3) 納期については、八幡町、美並村、和良村の例により10期割とする。

【保険給付・助成関係】

- (1) 葬祭費は、1件につき3万円とする。
その他の給付内容については、7町村に相違がないため現行のとおりとする。
- (2) 高額療養費の貸付限度額については、八幡町の例により150万円とする。
- (3) 現在実施している保健事業は、合併時までには内容の統一を図り実施する。

【基金】

7町村の保有する基金については調整額を定め、適正な保有額となるよう合併時までには調整し、新市に引き継ぐものとする。

【国民健康保険運営協議会】

国民健康保険運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって21名とする。

4 参考法令等（条文等抜粋）

国民健康保険法(昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号)

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国民健康保険）

第 2 条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付とするものとする。

（特別会計）

第 10 条 市町村は、国民健康保険に関する収入及び収支について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第 28 条 保険者は、健康教育、健康相談、健康審査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付その他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付その他の必要な事業を行うことができる。

地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)

(国民健康保険税)

第 703 条の 4 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号の規定する被保険者であるものにつき算定した介護給付金課税額の合算額とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		19 国民健康保険事業の取扱い			【国民健康保険税】	総務部会 税務分科会	
調整方針（案）		国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。 関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。 (2) 限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (3) 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。 (4) 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。					
分野名		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
賦課方式		4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
徴収方法		保険税	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
税率	医療分	所得割	7.10%	7.47%	8.97%	7.85%	7.70%
		資産割	20.00%	42.6%	40.2%	50.0%	40.0%
		均等割	18,500円	20,500円	18,100円	21,000円	19,000円
		平等割	23,000円	23,900円	22,300円	23,000円	20,000円
		応能割：応益割	53：47	54：46	53：47	51：49	47：53
		1人当り税額	56,852円	57,542円	54,854円	57,564円	44,134円
	介護分	所得割	0.77%	0.85%	0.95%	0.85%	1.30%
		資産割	5.60%	6.59%	9.00%	8.00%	9.00%
		均等割	5,400円	5,300円	6,000円	5,800円	7,100円
		平等割	3,500円	2,900円	3,500円	3,500円	4,500円
		応能割：応益割	48：52	53：47	49：51	47：53	50：50
		1人当り税額	13,694円	13,262円	14,697円	14,066円	17,993円
	1人当り税額		60,579円	60,932円	58,186円	61,138円	48,022円
賦課限度額	医療分	530,000円	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
	介護分	70,000円 (平成15年度 80,000円)	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
賦課期日		4月1日 (仮賦課なし)	4月1日 (仮賦課：4月1日 本賦課：8月1日)	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	
軽減割合		応益割合の軽減 7割・5割・2割	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		19 国民健康保険事業の取扱い				[国民健康保険税]	総務部会 税務分科会	
調整方針(案)								
分野名		里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案		
賦課方式		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	合併までに調整する。		
徴収方法		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。		
税率	医療分	所得割	5.50%	8.10%	6.00%	6.00%	税率については、国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。	
		資産割	41.00%	45.00%	35.00%	35.00%		
		均等割	17,000円	18,400円	13,500円	13,500円		
		平等割	18,000円	19,700円	15,000円	14,500円		
		応能割：応益割	51：49	56：44	53：47	46：54		
		1人当り税額	46,777円	47,654円	35,878円	34,712円		
	介護分	所得割	0.83%	0.85%	0.88%	0.80%		
		資産割	4.9%	5.30%	7.0%	9.60%		
		均等割	4,800円	5,000円	4,800円	4,400円		
		平等割	3,100円	2,900円	2,800円	2,500円		
		応能割：応益割	50：50	53：47	49：51	44：56		
		1人当り税額	12,619円	12,427円	10,265円	10,512円		
	1人当り税額		50,762円	50,110円	30,058円	35,837円		
	賦課限度額	医療分	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ		現行のまま新市に引き継ぐ。
介護分		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。		
賦課期日		樋脇町に同じ	4月1日 (仮賦課：5月1日 本賦課：9月1日)	4月1日 (仮賦課：5月1日 本賦課：8月1日)	下甌村に同じ	合併時に、川内市の例により調整する。 (仮賦課なし)		
軽減割合		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い				【国民健康保険税】	総務部会 税務分科会
調整方針（案）						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
納税義務の発生、消滅に伴う賦課	1 賦課期日後に納税義務の発生月割で算定 2 賦課期日後に納税義務者の消滅月割で算定	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
納期	第1期 7月1日から同月28日まで 第2期 8月1日から同月28日まで 第3期 10月1日から同月28日まで 第4期 11月1日から同月28日まで 第5期 翌年1月1日から同月28日まで 第6期 翌年2月1日から同月25日まで	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 1月1日から同月31日まで	第1期 4月1日から同月末まで 第2期 5月1日から同月末まで 第3期 6月1日から同月末まで 第4期 7月1日から同月末まで 第5期 8月1日から同月末まで 第6期 9月1日から同月末まで 第7期 10月1日から同月末まで 第8期 11月1日から同月末まで 第9期 12月1日から同月25日まで 第10期 翌年1月1日から同月末まで 第11期 翌年2月1日から同月末まで 第12期 翌年3月1日から同月末まで	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 翌年1月1日から同月31日まで	第1期 4月15日から 4月30日まで 第2期 6月15日から 6月30日まで 第3期 8月15日から 8月31日まで 第4期 10月15日から 10月31日まで 第5期 12月15日から 12月25日まで 第6期 2月15日から 2月28日まで	
減免	1 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減免する。 (1) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者 (2) 貧困により生活のために公私の扶助を受ける者 (3) その他特別の事情がある場合において、前2号に準ずると認める者 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所氏名 (2) 年度納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする理由 3 前項の規定によって、申請書を提出し、国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。	1 町長は、下記の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 天災その他特別の事情がある者 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所氏名 (2) 年度納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする理由	災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例	1 町長は、次に該当する者のうち必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減免する。 (1) 天災その他特別の事情がある者 2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所・氏名 (2) 年度、納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする事由 3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。	川内市に同じ	
納付書発送方法	・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 7月上旬	・納税組織加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税嘱託員へ ・納税組織未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 7月上旬	・納税組合加入者は納税通知書、納付書を納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 4月中旬・8月中旬	・自治公民館加入者は納税通知書・納付書を私送便、未加入者は郵送 ・実施時期 仮賦課4月上旬 本賦課8月上旬	・納税組合加入者は納税通知書及び納付書を納税組合長へ公民館文書により送付。 ・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書を直接郵送する。 ・実施時期 仮賦課 4月上旬 本賦課 8月上旬	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い				[国民健康保険税]	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務の発生、消滅に伴う賦課	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。	
納期	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 翌年1月4日から同月31日まで 第8期 翌年2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 1月1日から同月31日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 11月1日から同月30日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで	合併時に、川内市の例により調整する。 ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。 (7・8・10・11・1・2月の6期)	
減免	1 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減免する。 (1) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者 (2) 貧困により生活のために公私の扶助を受ける者 (3) その他特別の事情がある場合において、前2号に準ずると認める者 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。 (1) 年度納期の別及び税額 (2) 減免を受けようとする理由 3 前項の規定によって、申請書を提出し、国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に届け出なければならない。	川内市に同じ	里村と同じ	里村と同じ	合併時に、川内市の例により調整する。	
納付書発送方法	・納税組合加入者は納税通知書を職員便送便 ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 4月上旬及び8月上旬	・国保加入世帯主に直接郵送 ・実施時期 5月(仮賦課)9月(本賦課)	・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 実施時期 5月(仮賦課)8月(本賦課)	・村内納税者分納税通知書納付書は区長へ ・村外納税者分納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 5月上旬・8月上旬	合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 国民健康保険事業の取扱い

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国保財政調整基金は、市町村によって基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たに制度を制定する。 ・国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。 ・高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
国保財政調整基金	国民健康保険の給付に要する経費にあてて	国民健康保険の保険給付の財源に不足を生じたとき、又は保険事業に要する費用にあてて	保険給付費及び老人医療拠出金並びに介護給付金に不足を生じたときの財源にあてて	国民健康保険事業の保険給付費に不足を生じた場合及び保険事業に要する経費にあてて	保険給付費及び老人医療拠出金並びに介護給付金に不足を生じたときの財源にあてて	国民健康保険事業保険給付の財源不足が生じたとき等の財源にあてて	国民健康保険療養給付に不足を生じた場合の支払いにあてて	保険給付費及び老人医療拠出金並びに介護納付金に不足を生じたときの財源に充てて		合併時に、新たに制度等を制定する。 ・各市町村の基金残高にかなりの開きがあるため、合併前の基金の保有額を持ち寄る。なお、保有額と算出額の過不足額は他の基金の持ち寄る額により調整する。
平成14年度保有額	2,029,000円	107,014,296円	82,972,982円	216,645,000円	222,734,575円	25,800,000円	48,061,916円	56,314,000円		
平成14年度被保険者数	25,229人	3,157人	2,770人	2,448人	1,989人	797人	1,041人	1,402人	437人	
1人当り保有額	80円	33,897円	29,954円	88,498円	111,983円	32,371円	46,168円	40,166円		
国民健康保険運営協議会	国保運営に関する事項等について、市長の諮問に応じて審議し、又は必要があるとき市長が建議する ・委員11人 ・任期2年 ・会議年3回	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する ・委員9人 ・任期2年 ・会議年3回	国保事業の運営に関する重要事項を審議する ・委員9名 ・任期2年 ・会議年2回	国民健康保険条例に基づき、国民健康保険運営協議会の運営に関し必要な事項を定める ・委員6人 ・任期2年 ・会議年4年	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する ・委員9人 ・任期2年 ・会議年4回	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する ・委員6人 ・任期2年 ・会議年2回	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する ・委員9人 ・任期2年 ・会議年1回	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する ・委員9人 ・任期2年 ・会議年1回	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する ・委員6人 ・任期2年 ・会議年1回	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・定数及び報酬について、合併までに調整をすませ、新市に移行後は新たな定数とする。
高額医療費貸付事業	【目的】被保険者が入院等で一部負担金が高額になったとき、自己負担の軽減を図るため、自己負担限度額を超える分を申請により国保で立て替える 【内容】自己負担限度額+10,000円を超える者に貸し付け1ヶ月単位とする。医療毎とし、内科・歯科とは別とする。入院・外来別とする。 【平成14年度末基金額】15,000,000円	【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る 【対象者】樋脇町の国民健康保険被保険者 【貸付金額】高額療養費相当額(ただし、10,000円以上のとき) 【貸付上限額】2,000,000円 【申請方法】国民健康保険高額療養資金貸付申請書等の提出 【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算 【平成14年度末基金額】2,000,000円	【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る 【対象者】入来町国民健康保険の被保険者 【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内(ただし、その額が10,000円に満たないときは、貸し付けない。) 【申込方法】貸付申請書に請求書、領収書を添付して申し込み 【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算 【平成14年度末基金額】3,000,000円	【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る 【平成14年度末基金額】2,000,000円	【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る 【貸付金額】高額療養費相当額(ただし、その額が30,000円に満たない場合は貸し付けない。) 【貸付上限額】3,000,000円 【申込み方法】貸付申請書に医療機関が発行する、保険内一部負担金が判定できる請求書を添付して申し込み 【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算する。 【平成14年度末基金額】3,000,000円	【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る 【貸付金額】900,000円以内(ただし、その額が10,000円に満たないときは、貸付をしない。) 【申込方法】貸付申請書に請求書又は領収書を添えて申し込み 【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算 【平成14年度末基金額】900,000円	【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る 【貸付の対象】国民健康保険の被保険者で、高額療養費の支給見込額が1万円以上であり、かつ高額な医療費を支払うことが認められる者の属する世帯主に対して貸し付ける。 【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内。 【貸付条件】1)貸付利率 無利率 2)償還期限 高額療養費の支給を受けた日から15日 3)償還方法 全額一括償還 貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還できる 【平成14年度末基金額】400,000円	【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る 【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内において村長が定める。(ただし、その額が10,000円に満たない場合は貸し付けない。) 【申込方法】貸付申請書に一部負担金に係る請求書又は領収書を添付して申し込み 【貸付金の返済】高額療養費の支給時に精算する。 【平成14年度末基金額】0円	【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る 【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内において村長が定める。(ただし、その額が10,000円に満たない場合は貸し付けない。) 【申込方法】貸付申請書に一部負担金に係る請求書又は領収書を添付して申し込み 【貸付金の返済】高額療養費の支給時に精算する。 【平成14年度末基金額】300,000円	合併時に、川内市の例により調整する。 ・制度として残すものであり、支給基準の統一が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 国民健康保険事業の取扱い

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 各種検診は、市町村によって国保の補助と一般会計で実施しており、ばらつきがあるため新市において速やかに調整する。 出産・葬祭に関する給付は、甌島4村との差異があり、合併時に川内市の例により調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
各種検診補助		疾病の早期発見、早期治療を図り、医療費の適正化を図る (各種検診) ・腹部超音波検診 ・骨粗しょう症検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮がん検診 ・肺がん検診 ・前立腺がん検診 ・1日ドック(一般) ・1日ドック(婦人科) ・2日ドック ・脳ドック	各種検診・人間ドックの自己負担分を一部助成し、被保険者の病気の早期発見、健康増進につなげる (各種検診) ・基本健康診査 ・腹部超音波検診 ・骨粗しょう症検診 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・肝臓ウイルス検診 ・婦人科ドック ・1日ドック	健康診査を積極的に推進することによって被保険者の健康増進及び維持並びに医療費を抑制し、国民健康保険事業の基盤安定を図る (各種検診) ・基本健康診査 ・腹部超音波検診 ・骨粗しょう症検診 ・肝臓ウイルス検診 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・肺がん検診 ・1日ドック ・2日ドック	住民の健康増進と疾病の早期発見による医療費の抑制を目的とする (各種検診) ・胃がん等精密検査 ・婦人科人間ドック ・1日ドック	疾病の早期発見早期治療を図り医療費の適正化を図る (各種検診) ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・喀痰検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・人間ドック ・脳ドック ・誕生月検診	住民の健康増進と疾病の早期発見による医療費の抑制を目的とする (各種検診) ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診			新市に移行後、速やかに調整する。 ・同じ検診でも市町村によって、国保の補助や一般会計で実施しているところ、また対象者や補助金も異なる団体が調整が必要である。
出産、葬祭に関する給付(国保加入者の補助事業)	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者が出産時、被保険者の世帯主に対して出産育児一時金を支払う。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り10,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り10,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り10,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り7,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	合併時に、川内市の例により調整する。 ・給付額において、甌島の4村との差異があり調整が必要である。